

福井県管理河川 嶺南ブロック減災対策協議会規約（改正）

（名称）

第1条 この会議は、水防法（昭和24年6月4日法律第193号）第15条の10に基づき組織することとし、「福井県管理河川 嶺南ブロック減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨や平成28年8月台風10号等により甚大な被害が発生したことを踏まえ、国、県、市町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、嶺南ブロック内の県管理河川において氾濫が発生することを前提として、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。
2 協議会の運営、進行および招集は事務局が行う。
3 事務局は、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会の構成）

第4条 協議会に幹事会を置く。
2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
3 幹事会の運営、進行および招集は事務局が行う。
4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
5 事務局は、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれまたは連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
二 円滑かつ迅速な避難および的確な水防活動等を実現するために各構成員がそれぞれまたは連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

三 每年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。

四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(協議会の対象河川)

第6条 協議会は、次の河川を対象とする。

- ・洪水予報河川（笙の川、南川）
- ・水位周知河川（耳川、鰐川、遠敷川、佐分利川、関屋川、**井の口川**）
- ・その他、協議会が必要と認める河川

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。

ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。

ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を行うため、福井県土木部河川課および砂防防災課に事務局を置く。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関する必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、平成29年 6月21日から施行する。

本規約は、平成30年 6月 1日に一部改正する。

本規約は、令和 2年 3月 2日に一部改正する。

本規約は、令和 3年 6月 3日に一部改正する。

別表 1 (協議会)

(委員)

敦賀市長

小浜市長

美浜町長

高浜町長

おおい町長

若狭町長

気象庁 福井地方気象台長

近畿地方整備局 福井河川国道事務所長

福井県 土木部長

福井県 安全環境部 危機対策監

福井県 嶺南振興局 敦賀土木事務所長

福井県 嶺南振興局 小浜土木事務所長

別表2（幹事会）

（幹事）

敦賀市 危機管理対策課長

敦賀市 道路河川課長

小浜市 都市整備課長

小浜市 生活安全課長

美浜町 エネルギー政策課長

美浜町 土木建築課長

高浜町 防災安全課長

高浜町 建設整備課長

おおい町 ~~防災安全課長 総務課長~~

おおい町 建設課長

若狭町 環境安全課長

若狭町 建設水道課長

気象庁 福井地方気象台 防災管理官

近畿地方整備局 福井河川国道事務所 副所長(河川)（治水）

福井県 土木部 技幹(防災・特定事業)

福井県 安全環境部 ~~副部長(危機対策・防災)~~ 危機対策・防災課長

福井県 嶺南振興局 敦賀土木事務所 技術次長

福井県 嶺南振興局 小浜土木事務所 技術次長

福井県 河内川・大津呂ダム統合管理事務所長